

聖籠町食料・農業・農村基本条例をここに交付する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町条例四号

#### 聖籠町食料・農業・農村基本条例

聖籠町は、新潟県北部の飯豊連峰に源を発する加治川下流の海岸地帯に位置し、日本海に沿って砂丘地帯が形成されており、ほぼ平坦な地形で、農業が基幹産業となつています。一方、昭和三十八年から開発が始まった国際拠点港湾である新潟東港と併せて造成された工業地帯が町面積の約四分の一を占め、従来の農村的雰囲気の色濃く残る「農村機能」と工業地帯等により都市化が進展した「都市機能」とが共存した姿を示しています。

聖籠町の農業は、立地条件を生かして水稻を基幹とした果樹、野菜等との複合経営を主流とし、良質な農産物を生産して地域経済の発展に大きく貢献しています。しかし、近年の農業を取り巻く状況は厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足から農家数は減少を続けており、担い手の確保と育成やさらなる経営の合理化と近代化等の対策が求められています。

このような課題に対応し、聖籠町の農業及び農村の振興を図るためには、農業者の意欲はもとより、町民一人ひとりが、食料、農業及び農村の町民生活に果たしている役割の重要性を理解し、関心を深めていくことが大切であり、とりわけ子どもの頃からの関わりが重要であるという認識のもと、学校、家庭及び地域の連携を図りながら、こうした活動に取り組んでいくことが必要です。

聖籠町の農業及び農村を魅力あるものにし、持続的発展を図るため、また、聖籠町、農業者、農業関係団体、町民及び事業者がそれぞれ協働し、農業を生かした「まちづくり」を進めるため、この条例を制定します。

#### （目的）

第一条 この条例は、本町の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な施策の基本方針等を定め、町、農業者、農業関係団体、町民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業及び農村の振興並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農業者とは、本町において農業を営む個人、法人及び団体をいう。
- 二 農業関係団体とは、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合その他の本町の農業に関わる団体をいう。
- 三 事業者とは、本町において食品産業に関わる事業を営む個人、法人及び団体をいう。

#### （基本理念）

第三条 食料は、健康で充実した生活を営むための基礎として重要なものであることから、地元で安全で安心な農産物が安定的に生産されるとともに、地元農産物の流通及び消費の促進が図られなければならない。

らない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じて組み合わされた農業構造が確立されるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、農業の持続的な発展の基盤であり、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承等の多面的機能を有することから、自然と人間が共存するための場として、整備及び保全が図られなければならない。

（町の責務）

第四条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切な連携を図らなければならない。

（農業者及び農業関係団体の責務）

第五条 農業者及び農業関係団体は、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産又は供給する食料について、積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物の安定的な供給を図り、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組まなければならない。

（町民の役割）

第六条 町民は、食料、農業及び農村の町民生活に果たしている役割の重要性を理解し、関心を深め、地元で生産される農産物を積極的に消費するとともに

に健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、安全で安心な食品を消費者に供給するとともに、地元農産物の積極的な利用を図る等、その事業活動において農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第八条 町の食料、農業及び農村に関する施策は、次に掲げる事項を踏まえ、当該施策相互の連携を図りながら推進するものとする。

一 意欲を持つ農業者への支援並びに農業後継者及び新規就農者その他の多様な担い手の確保と育成を図ること。

二 農業の生産基盤であるほ場、農業用道路及び農業用排水路の整備を図ること。

三 遊休農地の解消等により優良農地を確保し、担い手に集積を図ること。

四 基幹作物である水稻、地域の特性を生かした砂丘地農業、果樹及び観光農業等の一層の促進を図ること。

五 農作業の効率化を図り、農産物の生産性を高め、収益性の高い農業の確立を図ること。

六 美しい農村景観の保全、文化の伝承等、農業及び農村が有する多面的機能の維持及び発揮を図ること。

七 有機質資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進を図ること。

八 安全で安心な農産物を生産し、学校給食へ食材を提供する等の地産地消の促進を図ること。

九 農業者及び商工業者との連携並びに農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組を図ること。  
十 学校、家庭及び地域社会と連携した食と農に関する教育及び食文化の伝承を図ること。

十一 その他食料に関すること並びに農業及び農村の振興を図るために必要なこと。

（基本計画の策定）

第九条 町長は、第四条第一項に規定する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

（農業振興協議会への諮問）

第十条 町長は、前条の基本計画を策定し、又は変更しようとするとき並びに食料、農業及び農村に関する重要な決定を行おうとするときは、聖籠町農業振興協議会の意見を聴くものとする。

（実施状況の公表）

第十一条 町長は、基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、毎年公表するものとする。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。